

平成 30 年度倉吉市社会福祉法人指導監査実施方針

倉吉市社会福祉法人指導監査実施要綱第 6 条並びに鳥取県の関係要綱の規定に基づき、平成 30 年度に社会福祉法人に対して実施する指導監査の基本方針、指導監査の計画及び指導監査をすべき項目その他必要な事項について次のとおり定める。

1 指導監査の基本方針

社会福祉法人の指導監査については、社会福祉法をはじめとした関係法令及び厚生労働省通知等に基づき法人運営が適切に行なわれているか確認するとともに、不祥事の未然防止を図るため指導監査を実施することを基本とする。

特に、改正社会福祉法に基づく運営体制が確保されていることの確認を主眼とし、指導監査において重点的に確認を行う。

また、不適切な法人運営が見受けられるなど、継続的な指導を必要とする法人については、重点的に指導監査を実施する。

なお、指導監査の実施に当たっては、鳥取県及び倉吉市関係所管課が行う社会福祉施設監査等との連携を図り、効果的で実効性のある指導監査を実施することとする。

2 社会福祉法人指導監査における確認事項

社会福祉法人指導監査時におけるチェック及び指導事項については、「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」（平成 29 年 4 月 27 日付雇児発 0427 第 7 号・社援発 0427 第 1 号・老発 0427 第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長及び老健局長連名通知）別紙「指導監査ガイドライン」（以下、「指導監査ガイドライン」という。）に基づくものとする。

3 指導監査実施計画

(1) 平成 30 年度は、以下の分類に該当する法人の实地監査を実施する。

①「倉吉市社会福祉法人一般監査区分分類要領」第 3 条に基づき A-1 区分に分類された法人のうち、5 年に 1 回の実施頻度を考慮し、今年度实地監査を行うこととされた法人

②分類要領第 3 条に基づき A-2 区分に分類された法人のうち、4 年に 1 回の実施頻度を考慮し、今年度实地監査を行うとされた法人

③分類要領第 9 条に基づき B 区分に分類された法人のうち、3 年に 1 回の実施頻度を考慮し、今年度实地監査を行うこととされた法人

④分類要領第 9 条に基づき C 区分に分類された法人

⑤分類要領第 8 条に基づき一般監査を実施することとされた法人

⑥法人の運営及び施設運営等において、特に指導が必要と認められる法人

(2) 社会福祉法人の一般監査は、概ね平成 30 年 8 月から平成 31 年 2 月の間に実施するものとする。日程は、対象法人と調整の上、決定する。

なお、法人の施設及び事業の監査を行う鳥取県所管課等と協働して日程調整を図るなど、可能な限り社会福祉施設監査等と同日に監査が実施できるよう努める。

4 指導監査実施体制

(1) 一般監査（実地）は、原則として職員 2 名以上で行う。

(2) 特別監査は、原則として一般監査（実地）及び社会福祉施設監査等において、不適正な会計処理等、法人運営に重大な問題を有する場合、あるいは、文書指摘等の改善が必要な事項において、これまで指導を行っているにもかかわらず、指導に従わず改善が認められない場合等、随時、実施することとする。

また、特別監査は、少なくとも職員 3 名以上で行い、所管課等の職員と連携を密にして、所管課等の職員と協働し情報共有を図りながら、それぞれの所管の監査で把握した問題点等の実態解明を図るものとする。

(3) 法人の資産規模、所管施設数、財務状況、これまでの監査結果を踏まえて、総合的に勘案し必要に応じて、公認会計士等の専門知識を有する者（以下「法人指導監査専門員」という）の随行による指導監査を実施する。

(4) 法人指導監査専門員の随行による監査の実施に当たっては、一般監査（実地）、特別監査及び社会福祉施設監査等のいずれの監査においても、実施できるものとする。

5 指導監査実施方法

(1) 監査の実施に当たっては、重点化及び効率化の観点から、事前に提出された以下の資料及び指導監査ガイドラインに基づき平成 29 年度の法人の運営状況について確認を行う。

ただし、必要に応じて、平成 28 年度以前及び平成 30 年度の法人の決算及び運営状況について確認を行う。

①平成 28 年度以前の指導監査結果及びそれに対する是正改善報告（分類要領第 9 条に基づき C 区分に分類された法人においては平成 29 年度分）

②平成 30 年度社会福祉法人指導監査調書（事前提出）

③社会福祉法第 59 条第 1 項の規定に基づき所轄庁に届け出ることが義務付けられている書類（6 月末締切）等

(2) (1) ②に掲げる監査調書の内容については、別に定める。

(3) 事前提出資料及び当日準備する資料については、別紙 1、別紙 2 のとおりとする。

6 指導監査における重点項目

- (1) 1の基本方針のとおり、平成29年4月1日より施行された改正社会福祉法への対応状況を確認するため、特に以下の点について、重点指導監査項目とする。
 - ①評議員の選任及び評議員会の開催状況
 - ②理事の選任及び理事会の開催状況
 - ③監事監査の実施状況（監事監査における業務執行状況）
 - ④評議員、理事、監事及び会計監査人の報酬に関する事項
 - ⑤事業運営の透明性の確保のための情報公開の推進等
- (2) 所轄庁が監査で指摘した文書指摘事項に対する改善状況について、法人から提出された改善報告書のとおり、実際の法人運営において改善ができていないか監査において確認を行う。

なお、これまで所轄庁が監査で指摘した文書指摘事項及び不適切な会計処理等において改善が確認できない場合は、改善ができない理由など、詳細な調査による原因を究明して改善の見込みを確認する。

7 指導監査後の指導及び監査結果の公表について

- (1) 指導監査当日において、（講評時の立会い等）可能な限り監事の同席を求める。
- (2) 指導監査を行った際の文書指摘事項については、倉吉市社会福祉法人指導監査に係る情報公開要領に基づき、その結果を公開することとし、監査実施通知及び結果通知にその旨を明記する。
- (3) 監査実施結果は、指導監査を実施してから期間をおかないで速やかに通知するよう努める。
- (4) 文書指摘事項について必要な措置が講じられない法人に対しては、個々の事案に応じ、以下の方法により厳正に対処し、指導の実効性を確保する。
 - ①社会福祉法に基づく改善命令、役員解職勧告、業務停止命令
 - ②県が所管する実施機関に新規入所措置の停止等の協力要請
 - ③民間施設給与等改善費の管理費加算分又は人件費加算分（場合によってはその両者）の減額・停止
 - ④運営費、委託費の弾力運用の停止
 - ⑤民間社会福祉施設運営費補助金及び民間社会福祉施設整備等補助金の交付対象からの除外